

令和3年7月12日から書類の送付先の名称が変わります

小石川、本郷、東京上野、浅草、本所及び向島税務署管内の皆様が申告書や申請書等の書類を郵送等で提出される場合は、「税務署事務処理センター」宛での送付に御協力いただいているところです。

この度、令和3年7月12日から「税務署事務処理センター」を「東京国税局業務センター」に改称いたします。

これに伴いまして、令和3年7月12日以降、申告書や申請書等の書類を郵送等で提出いただく場合は、次の宛先に送付していただきますようお願いいたします。

宛先

東京国税局業務センター

〒110-8655

東京都台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎

ご留意いただきたい事項

- 申告書、申請書等は、次のとおり提出いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、郵送でセンターへ送付願います。
 - ※1 所轄税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、センターへの郵送に御協力願います。
 - 2 センターでは、「東京国税局業務センター」の収受日付印を使用します。
 - 3 書面の申告書、申請書等をセンターへ直接持ち込むことはできません。
- センターでは電話による税務相談や申告書用紙等の送付は行っておりませんので、電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。
- 窓口での納税証明書の発行や窓口納付、面接による相談等の対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 「内部事務のセンター化」は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありませんが、内部事務を処理するため、納税者や税理士の皆様に対し、センターから電話や文書により問合せをさせていただく場合があります。
- センターから送付する文書は、責任者名が東京国税局長となる場合があります。

